

物品売買契約書

売渡人 芦別市（以下「甲」という。）と買受人 _____（以下「乙」という。）とは、物品の売買について、次のとおり契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲、乙両者は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（目的）

第2条 甲は、甲の所有する次の物品（以下「売買物件」という。）を乙に売り渡し、乙はこれを買受ける。

物 件 名 _____

メーカ ー 名 _____

形式及び名称 _____

（売買代金）

第3条 売買物件の代金は、金 _____ 円とする。

（売買代金の支払）

第4条 乙は、売買代金を平成 ____年 ____月 ____日までに、甲の発行する納入通知書により芦別市指定金融機関に納入又は、芦別市会計管理者口座に入金するものとする。

（契約保証金）

第5条 乙は本契約を締結に当たり、契約保証金（入札保証金を充当）を納付しなければならない。

（物件の引渡し）

第6条 売買物件の引渡しは、乙が第3条の売買代金の完納をもって、甲から乙に引渡すものとし、引渡し後10日以内に物件の移動を行わなければならない。ただし、特別な理由等により10日以内に物件の移動を行えない場合は、甲乙協議の上、取扱いを決定する。

（契約の解除）

第7条 甲は、この契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができるものとする。

2 乙は、甲に対して第1項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、その補償を請求することができないものとする。

（損害賠償）

第8条 乙は、この契約に定める義務を履行しないために甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

（担保責任）

第9条 乙は、この契約締結後売買物件に隠れたかし等のあることを発見しても売買金の減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができないものとする。

(売買物件の維持管理)

第10条 乙は、売買物件の引渡し後は、売買物件に関する一切の維持管理を自己の負担において行うものとする。

(費用の負担)

第11条 本契約に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第12条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の所在地を管轄する地方裁判所とする。

(協議)

第13条 この契約の定めのない事項及びこの契約に関し疑義あるときは、甲、乙双方協議のうえ定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

売渡人(甲) 芦別市
芦別市長 林 政 志 ⑩

買受人(乙) 住所 _____

氏名 _____ ⑩